

表2

工場法における届出対象疾患リスト

1. 鉛合金、鉛化合物による中毒を含む鉛中毒またはその後遺症
2. 四エチル鉛中毒
3. リン中毒またはその後遺症
4. 水銀中毒またはその後遺症
5. マンガン中毒またはその後遺症
6. ヒ素中毒またはその後遺症
7. 亜硝酸ガス中毒
8. 二硫化炭素中毒
9. ベンゼン中毒（同族体、ニトロまたはアミド誘導体のいずれかによる中毒を含む）またはその後遺症
10. クロム潰瘍とその後遺症
11. 炭疽症
12. 珪肺症
13. 脂肪族炭化水素のハロゲン元素またはハロゲン誘導体による中毒
14. (a)ラジウム、その他放射性物質 (b)X線 による病理学的徴候
15. 皮膚原発の上皮系がん
16. 中毒性貧血
17. 有害物質による中毒性黄疸
18. 鉱油と鉱油系基油の合成油による油疹または皮膚炎
19. 綿肺症
20. 石綿症
21. 化学物質や塗料への直接接触によって引き起こされる職業性または接触性皮膚炎、これらは一次刺激とアレルギー感作の2つのタイプがある
22. 騒音性難聴
23. ベリリウム中毒
24. 一酸化炭素
25. 炭鉱夫の塵肺
26. ホスゲン中毒
27. 職業がん
28. イソシアネート中毒
29. 中毒性腎炎